

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

南会津町長 渡部 正義

市町村名 (市町村コード)	福島県南会津郡南会津町 (073687)	
地域名 (地域内農業集落名)	南郷地区 (東・中小屋・木伏・水根沢・大新田・大橋・山口・台板橋・鶴巣・宮床・界・片貝・富山・下山・乙沢・上平・上町・谷地・福田・小野島)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月7日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・集落内、集落をまたいだ担い手が存在するため、担い手への集積は進んでいる。
- ・調査の回答で「後継者がいない」と回答した人が6割に上り、高齢化、後継者不足が課題となっている。
- ・耕作地は、基盤整備等によって大規模化されている箇所がある一方、場所によっては山間部、小面積、湿田など耕作条件が悪い水田があり、耕作放棄地化や山林化が課題となっている。
- ・近年は、クマやイノシシ等による獣害も発生しているため、獣害防止対策も課題になっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・水稻は、各集落の担い手に集約し、生産性の向上と分散作圃の解消を図る。
- ・園芸作物(トマト、花卉等)の更なる振興のため、地域・行政・生産組合が一体となり、U・Iターンなど新規就農者受け入れの支援を継続する。
- ・就農者が減少している状況において、農地の現状を維持していくことは担い手の大きな負担になるため、地域と担い手が一体となって農地を管理する体制を構築する。
- ・山間部や狭隘地など条件が悪く、担い手に集約できない農地は、畜産農家による牧草作付け等を実施していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	468.96 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	453.63 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

- ・農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、住宅地や林地などの周辺にある農地については保全・管理を行う区域とする。
- ・将来の耕作者が決まらない、保全・管理等が行われている農地については、具体的な取組が計画されるまで検討中とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理事業を活用し、認定農業者を中心とした担い手や、新規就農者への農地集積を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・農地中間管理事業を活用することにより、地域集積協力金を受けることもできることから、農地中間管理事業への切換を推奨する。 ・担い手の営農継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、農地中間管理機構を通じて担い手への貸付けを進めていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
・平成以降、和泉田、下山、富山、片貝、大新田、水根沢、木伏、台板橋地区は基盤整備事業が行われ、令和5年度から鴫巣地区で基盤整備に着手しており、農地の大区画化に取り組んでいる。 ・地区によっては狭隘な農地が多く、土地所有者の意向に応じて、検討していく必要がある。 ・老朽化している用排水施設等の改修・改良を進め、生産性向上を図っていく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・町やJAなど関係機関と連携し認定農業者や新規就農者の確保、育成に努める。 ・担い手の高齢化・後継者不足の課題に対し、後継者の確保について検討し、新たな担い手の確保を目指す。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
必要に応じて、今後検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/> ⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①鳥獣被害防止対策

・クマ、イノシシ等の鳥獣の農作物への被害を防止するため、町や鳥獣被害対策実施隊と連携を密にし、緩衝帯整備や電気柵設置など被害防止対策に取り組む。

③スマート農業

・農家の高齢化・人手不足に対応するため、作業効率化を目指し、ICTを活用したスマート農業の導入を検討する。

⑦保全・管理等

・農地の維持・保全を図るため多面的支払制度・中山間地域直接支払制度に可能な限り取り組む。

⑨耕畜連携

・地域内の畜産農家と稲作農家で取り組まれている、WCS用稲の供給継続・拡大する。